

議事要旨(0) 金融危機対応について（実務対応報告公開草案公表議決）

① 実務対応報告公開草案「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」について

冒頭、金融庁企業開示課の三井課長より、現在の金融危機を巡る状況の説明と国際的な議論を踏まえた金融商品会計基準の検討を行うことの要望が伝えられた。すなわち、現在の金融危機に対しては、各国政府が世界的に協調して対応を行っており、会計基準設定主体においても、国際会計基準審議会（IASB）や米国財務会計基準審議会（FASB）では、市場流動性が枯渇した場合における時価の算定の明確化や金融資産の保有目的の変更の基準改正が行われていること、9月末中間決算の公表を控えたこの時期に同庁に対して時価算定に関する質問が多く寄せられていることなどが説明された。

これを受けて、西川委員長及び秋葉主席研究員から、金融商品会計基準及び金融商品実務指針の理解を促進するために質問の多い点を確認することを目的とする実務対応報告公開草案「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い(案)」の内容と、緊急的な対応のため1週間程度のコメント募集期間とする旨が説明された。

説明の後、複数の委員から現下の状況に鑑み、時価の算定を確認する文書を公表することに意義があるとの意見が述べられた。また、次のような発言があった。

- 基準等の引用部分の中には、株式の取扱いが不明確なため、説明等を付してはどうかという意見があり、事務局からは、株式のように、合理的に算定された価額の取扱いが当てはまらないものについては、その旨を示したいと回答された。
- 文案の中には正確な引用となっていない部分も散見され、中途半端な引用はかえって誤解を与える可能性があるという発言があった。この点、事務局からは、冒頭において、会計基準等に基づいて時価の算定が行われる旨を追加するとともに、引用であることが明確になるように対応したい旨が回答された。
- 内容は、既に一定のデュー・プロセスを経た現行基準をベースとしたものであり、改めて公開草案の手続を経る必要はないのではないかという意見があった。事務局からは、このような環境下でもあり、時価算定について何らかのコメントを受け取る可能性もあるとの回答を行った。この点について、他の委員から、FASBと同様、短期でも公開期間を設けた方がよいとの発言があった。また、別の委員からは、この件は喫緊性があるため、早急に確定すべきであるとの発言もあった。

審議の後、採決が行われ、字句等の修正については委員長に一任することを前提として、出席委員13名全員の賛成により、本実務対応報告案の公表が承認された。

② 国際的な会計基準における金融資産の保有目的の変更について

（財）財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

冒頭、秋葉主席研究員から、IASB が 10 月 13 日に公表した IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の改訂基準「金融資産の再分類」の背景及び概要が紹介され、西川委員長から、我が国で保有目的区分の変更について対応を検討することについて、意見交換を行いたい旨が説明された。説明の後、委員から次のような発言があった。

- IAS 第 39 号等の改訂が恒久的なものだとすると、仮に当委員会も類似の対応をする場合、恒久的なものを念頭に置くのかという発言があったが、事務局からは、そもそも保有目的区分変更について対応すべきかどうかという論点があり、また、対応をする場合でも、その対応方法については期間を区切ったり条件をつけたりするなど様々な可能性があるのではないかと回答された。
- 保有目的区分の変更を行う場合には、償却原価法の適用方法（元本と簿価との差額の性格付け）や減損処理方法など、実務上検討すべき点があるという意見があった。
- 検討の余地があることは否定しないが、結論によっては、投資家の不信を広げる恐れもあり、今回の IASB の対応に限って言えば、会計基準の品質の観点で肯定的に捉えられないという発言があった。
- もし、対応するのであれば、時間をかけて結論を出しても効果がなく、早急に結論を出すべきであるという発言があった。
- 過去に遡っての適用はかえって混乱をきたす可能性があるため、仮に検討を進める場合でも、適用時期には留意すべきであるという意見があった。

また、金融庁より、市場の危機感が高まっており、この件の緊急性についても理解を求める発言があった。

これらの意見を踏まえて、今後の対応について、引き続き委員会にて検討することとされた。

以 上